

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成21年10月1日作成)

法令名	北海道地方競馬きゅう舎等管理規則
根拠条項	第11条
許認可等の種類	きゅう舎等の明渡の猶予
法令の定め	<p>第11条</p> <p>第1項 使用者は、前条の規定によりきゅう舎等を明け渡す場合において、同条に規定する期日までに明け渡すことができないときは、知事に対し、明渡しの予定日を定め、かつ、その理由を付して、きゅう舎等の明渡しの猶予の申請をしなければならない。</p> <p>第2項 知事は、前項の申請があった場合において、その理由がやむを得ないものであると認めるときは、明け渡すべき日を指定してこれを承認することができる。</p>
審査基準	許認可の性質上、個々の申請について、個別具体的な判断をせざるを得ないもので、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため、審査基準は設定しない。
標準処理期間	<p>総期間 日・月 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 日・月 ()</p>
処分担当課	農政部競馬事業室 (電話番号：011-204-5118 (内線：27-138))
申請先	農政部競馬事業室 (電話番号：011-204-5118 (内線：27-138))
問い合わせ先	農政部競馬事業室 (電話番号：011-204-5118 (内線：27-138))
備考	<p>(公表アドレス：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kjs/127224.html)</p> <p>(調書作成) 農政部競馬事業室 (電話番号：011-204-5118 (内線：27-138))</p>